



三重県公報

令和5年12月19日 (火)

第 475 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
67	養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課)	2
告 示			
772	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	8
773	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務休止延長の届出	(農産物安全・流通課)	9
774	内水面における第五種共同漁業の免許	(水産資源管理課)	9
775	内水面における第五種共同漁業の免許に係る遊漁規則の認可	(同)	9
776	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(防災砂防課)	10
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	10
	同件	(同)	10
	土地改良事業の工事の完了	(農地調整課)	11
	同件	(同)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	11

規 則

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十二月十九日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第六十七号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和三十年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により下記のとおり（蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

1 年 月 日現在の蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
	群 (うち 日本蜜蜂 群)

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 予 定 最 大 計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
緯度 経度	群 (うち日本蜜蜂 群)	1月 1日から 月 日まで
緯度 経度	群 (うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで
緯度 経度	群 (うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで
緯度 経度	群 (うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- 1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。

- 2)個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- 3)個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
- ・法令に基づく場合
 - ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

- 備考（1）電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- （2）飼育計画の期間は1月1日から12月31日までについて記入すること。
- （3）飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（字、番地並びに必要なに応じて緯度・経度（10進法で記載し、小数点第6位以下切り捨て））を記入すること。
- （4）本届出に記載された内容は、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- （5）蜜蜂の飼育を始める前には周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要な場合があり、その際は、配置調整協議に御協力ください。協議の結果次第では、飼育届のとおり飼育できない場合があります。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

現住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり転飼したいので、許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者 住所及び氏名	最大計画蜂 群 数	転 飼 の 期 間	飼育者の 住所及び氏名
緯度 経度		群 (うち日本 蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで	
緯度 経度		群 (うち日本 蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで	
緯度 経度		群 (うち日本 蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで	
緯度 経度		群 (うち日本 蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合
- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- (1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- (2) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（字、番地並びに緯度・経度（10進法で記載し、小数点第6位以下切り捨て））を記入すること。
- (3) 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- (4) 蜜蜂の飼育を始める前には周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要な場合があり、その際は、配置調整協議に御協力ください。協議の結果次第では、転飼許可申請書のとおり飼育できない場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙は、測分の間所要の調整をして使用するものとできる。

告 示

三重県告示第 772 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、適性検査、口述試験及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 6 年 1 月 15 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 6 年 3 月下旬から 4 月上旬まで ※上記の他に設定する場合があります。
	令和 6 年 1 月 21 日（日）～同月 23 日（火）	令和 6 年 1 月 28 日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で Web 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階

電話 0596-23-3880	
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 773 号

令和 4 年 2 月 22 日付け三重県告示第 80 号農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務の休止の届出について、次のとおり業務休止の延長の届出がありましたので公示します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

休止の期間

延長前 令和 4 年 2 月 9 日から令和 5 年 12 月 31 日まで

延長後 令和 4 年 2 月 9 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 774 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条の規定により、令和 5 年 12 月 5 日、第五種共同漁業を次のとおり免許しました。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 三重内水面漁場計画の公示番号

令和 5 年三重県告示第 567 号

2 漁業権者の名称及び住所並びに免許番号

別冊のとおり

「別冊」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

3 免許の内容等

令和 5 年三重県告示第 567 号のとおり

三重県告示第 775 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業の免許に係る遊漁規則については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 1 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
桑員河川漁業協同組合	員弁郡東員町大字中上 3279 番地 2	三重内共第 1 号
雲出川漁業協同組合	津市美杉町竹原 32 番地の 4	三重内共第 2 号
中村川漁業協同組合	松阪市嬉野森本町 1153 番地の 3	三重内共第 3 号
伊賀川漁業協同組合	伊賀市小田町 1319 番地の 2	三重内共第 4 号
名張川漁業協同組合	名張市下比奈知字富貴ヶ谷 2811 番地の 10	三重内共第 5 号
青蓮寺川香落漁業協同組合	名張市夏見 2270 番地 1	三重内共第 6 号
長瀬太郎生川漁業協同組合	名張市長瀬 1475 番地	三重内共第 7 号
榎田川第一漁業協同組合	松阪市下七見町 46 番地 1	三重内共第 8 号
榎田川河川漁業協同組合	多気郡多気町相可 465 番地の 1	三重内共第 9 号
榎田川上流漁業協同組合	松阪市飯高町加波 481 番地 2	三重内共第 10 号
宮川漁業協同組合	伊勢市佐八町 1720 番地 4	三重内共第 11 号

宮川上流漁業協同組合	多気郡大台町滝谷 397 番地の 8	三重内共第 12 号
大内山川漁業協同組合	度会郡大紀町崎 2167 番地	三重内共第 13 号
赤羽川漁業協同組合	北牟婁郡紀北町島原 1009 番地	三重内共第 14 号
銚子川漁業協同組合	北牟婁郡紀北町便ノ山 339 番地 1	三重内共第 15 号
銚子川漁業協同組合	北牟婁郡紀北町便ノ山 339 番地 1	三重内共第 16 号
大又川飛鳥五郷漁業協同組合	熊野市五郷町桃崎 284 番地 1	三重内共第 17 号

2 遊漁規則の内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて縦覧に供します。

3 遊漁規則の施行の日

令和 6 年 1 月 1 日

三重県告示第 776 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
柿 2	三重郡朝日町柿 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 30 年 1 月 9 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供します。）

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
伊勢市
- 2 調査を行った期間
平成 29 年 11 月から令和 3 年 3 月まで
- 3 成果の名称
伊勢市（村松 1 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊勢市村松地内
- 5 認証年月日
令和 5 年 11 月 28 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 12 月 19 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
度会町
- 2 調査を行った期間
令和元年7月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称
度会町（脇出脇出河内地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
度会町大字脇出地内
- 5 認証年月日
令和5年11月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営農業水利施設保全合理化事業	有爾中・明星地区	令和5年3月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営かんがい排水事業（水管理改良型）	宮川4工区地区	令和5年3月29日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、桑名市長から通知がありました。

令和5年12月19日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業期間
令和5年10月23日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
桑名市大字上深谷部

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>